

## 臨時会第2号議案

工事請負契約に係る変更契約の締結について(惣利地区公民館増築・大規模改修工事(建築主体工事))

惣利地区公民館増築・大規模改修工事(建築主体工事)について、次のように工事請負契約に係る変更契約を締結するものとする。

令和7年1月21日提出

春日市長 井 上 澄 和

- 1 契約の目的 惣利地区公民館増築・大規模改修工事(建築主体工事)
- 2 契約の金額 変更前 133,540,000円  
変更後 155,579,600円
- 3 契約の相手方 春日市一の谷1丁目46番地  
永田建設株式会社  
代表取締役 永田 長志

### 提案理由

惣利地区公民館増築・大規模改修工事(建築主体工事)を施工するに当たり、工事設計の変更に伴い請負契約の金額を変更する必要性が生じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第12号)第2条の規定により市議会の議決を求めるものである。